

昭和51年11月11日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局補償課長

労災診断サービス等の運用上の留意点について

職業性疾病の疑いのある労働者に対する診断サービス及び所属事業場の環境測定の実施については昭和51年8月9日付け基発第571号をもって通達されたところであるが、その運用上の留意事項を下記のとおりとりまとめたので、診断サービス等の制度の実施に当たって参考とされたい。

記

1. 診断サービスの対象者の範囲等について

- (1) 診断サービスの対象者の範囲は「職業性疾病の疑いのある労働者に対する診断サービスの実施要綱」の2に掲げる者であるが、労災保険法第27条に掲げる特別加入者及び昭和48年8月9日付け基発第467号通達による労災特別援護措置の対象となる者を含むものであること。
- (2) 診断サービスを実施するか否かの判断は、行政処分ではないので詳細な調査を前提とするものではなく、労働者の申し立てる作業態様、取扱い物質の種類、作業従事歴、現症状（自訴を含む）等からみて、職業性疾病を疑うに足るとの心証が得られればよい。必要により、労働者に疎明資料の提出を求めたり、事業場に照会等を行う場合においても必要最少限にとどめて差し支えない。
- (3) 所轄署長が診断サービスの要否を判断する場合は局労災医員又は医師である職業病相談員の意見を徴することとされているが、当該医師において労働者を

直接診ていないことにより診断サービスの要否に関する意見を述べることが困難であるとされた事案については、必要により当該労働者をその医師による問診、聴打診等に付する措置を講ずること。

- (4) 受診命令は、労災請求を行った労働者について業務上外の認定に必要な医証を得る目的で行われるほか、既に業務上疾病としての認定を得て療養中の労働者についてその症状をは握し、補償の対象となる療養の範囲を確認する目的で行われるが、診断サービスにおいては、これに加え、発症の原因（職業性疾病を疑われる併存疾病がある場合の当該併存疾病の発症の原因を含む。）をも明らかにするために行うものであるため、両者を併せて実施する必要がある場合もあるところから通達記の第1の1の(4)においては「受診命令による診断と併せて行なうもの」とされている。

なお、上記により、受診命令と診断サービスを併せて行うものについては、診断サービスによる手続きを省略し費用負担を含め受診命令によるものと一体化して取り扱って差し支えないこと。

2. 事業者の健診義務と診断サービスとの関連について

診断サービス等の制度は、従来、労災請求を行った労働者の疾病が業務外と認定された場合は、労災請求のために医療機関で受診した検査、診断の費用が労災保険、健康保険のいずれからも支給されず、労働者の自己負担となる場合もあるところから、労災請求権の行使が阻害される事情のあったこと、また、事業主の行う定期健康診断についても次回の健康診断までの間に症状が発現し、又は増悪した場合には、その発見、治療、補償が遅延することがあった等の実情から、労災請求上の労働者の負担の軽減を図るとともに職業性疾病の早期発見、早期治療を促進することを目的として設定されたものである。

したがって、診断サービスの制度が職業性疾病にり患している疑いのある労働者個人に対してサービスを行うものであるところから事業主が行うべき健康診断との関係を明確にするために、健康診断義務優先とされているが、当該労働者の現症状からみて、事業主の行う健康診断にまつことが適当でないと判断される等の場合には、診断サービスの対象として差し支えないこと。

なお、職業性疾病に関する相談があった場合には、それが単に特殊健康診断そのものの実施を求めているものであるか、又は現に職業性疾病に罹患した疑いのある症状が発現しているものであるかを個別に判断し、診断サービスの必要があるかどうかを決定するものであり、相談の内容により対応を異にすべきものであるので十分留意すること。

また、事業者が健診義務を履行していない場合の事業者に対する措置については、別途、監督課長内かん（昭和51年11月11日基監発第30号）により事務連絡されているので念のため申し添える。

3. 診断サービスの事務の管轄について

職業病相談室の設置されている労働基準監督署に対し労働者から職業性疾病に係る相談を受けた場合には、通達記の第1の1の(3)のイによって処理することとなるが、職業病相談室の設置されていない労働基準監督署に対して相談があった場合においては、労働者の住居地、勤務地と職業病相談室の設置されている労働基準監督署との距離等を勘案し、労働者の大きな負担とならない限り、直接職業病相談室へ相談するよう指導されたい。

なお、職業病相談室までの距離その他の事情から、同室が設置されている労働基準監督署に相談に行かせることが適当でないとは判断される場合は、最初に相談のあった署でこれに応じることとし、次により処理すること。

(1) 当該労働基準監督署が、所轄労働基準監督署である場合には、労働者から聴取した事情を付して局労災医員又は職業病相談室の設置されている最寄りの労働基準監督署の医師である職業病相談員の意見を徴したうえ、診断サービス実施の要否を判断すること。

なお、局労災医員又は医師である職業病相談員の意見を徴する場合は、通達別紙様式1「労災診断サービス受診申出書」の余白に意見、意見表明年月日、医師の氏名を記入して捺印する方法によられたい。

(2) 当該労働基準監督署が、所轄労働基準監督署でない場合は、労働者から聴取した事情を付して所轄署長に対し速やかに診断サービスの事務を移管すること。

4. 労災診断サービス委託契約について

労災病院については「労災診断サービス委託契約」を締結する必要はないこと。

5. 検査費用について

(1) 初診料、再診料については、労災診療費の例にならい請求を認めて差し支えないが、初診時の特別加算は認められないこと。

なお、「労災診断サービス検査費用請求書」には初診料、再診料の欄はないが、備考欄に記入して請求するよう指導すること。

(2) 室料差額については、昭和49年9月6日付け基発第455通達「個室等に収容された傷病労働者の入院料について」の例にならい請求を認めるものであること。

この場合においても上記(1)のなお書にならい備考欄を利用させること。

6. 請求書の処理について

診断サービスに要した費用の請求は、通達別紙様式5による「労災診断サービス検査費用請求書」により行うこととされているが、診断サービスを受診した者から保険給付の請求がなされ業務上と認定された場合には、療養（補償）給付の支給決定の根拠となった療養給付請求書（告示様式第5号）が診断サービス実施医療機関を経由したものでない場合であっても、あらためて指定病院等変更届（告示様式第6号）を徴する必要はなく、通達別紙様式5による請求のまま保険給付費としてその費用を支給して差し支えないこと。

この場合、支払調査票の作成に必要な項目コード等は同請求書の余白に附記し、報告もれのないよう留意すること。

なお、診断サービスの結果職業性疾病の疑いが乏しいとし、又は職業性疾病にり患している疑いが強いことにより、労災請求の指導を行った労働者からの保険給付の請求が遅延していることにより、診断サービスのための検査費用を障害等級等認定庁費ですでに支払済みであるものについて、その後の労災請求により業務上と認定されたときは回収、追給及び科目訂正等の処理を行う必要はないこと。

7. 証明料について

診断サービス実施機関が受診者から「労災診断サービス受診費用等支給申請書」(通達別紙様式6)について所要の証明を求められた場合の証明料について、当該医療機関が受診者に請求しないこととしていることは、通達第1の3の(1)のロ「診断費用の額の中にあらかじめ含まれている」という理解であるので、この旨診断サービス実施機関に対し周知を図ること。(労災診断サービス委託契約書(通達別紙様式3)第9条参照)

8. 環境測定の実施について

前記通達による環境測定等は労働者個人の発症の原因を明らかにする必要上サービスとして行うもので、この目的による事業場への立入りのための法的権限はないので、環境測定等の実施を委託測定機関に依頼するに当たっては、対象事業場に対してあらかじめ協力が得られるよう十分説明することとし、なお、協力が得られない場合は委託測定機関による環境測定は差しひかえること。

9. 診断サービス等実施後の措置について

診断サービス等を実施した結果、職業性疾病にり患していると判断される者に対しては保険給付の請求又は特別援護の申請の指導を行い、職業性疾病にり患していないと判断される者に対しては療養上の指導、助言等を行うこととなるが、それらの判断はあくまで診断サービス等を実施した結果得られた資料の範囲内の判断であり、業務上外の最終的判断は労災請求又は特別援護の申請の後に行われるものであることはいうまでもないこと。

したがって、これらの判断に基づいて、労働者に対し指導助言を行うに当たっては、診断サービス等の実施結果による判断の如何が労働者の労災請求又は特別援護の申請に何ら拘束を加えるものでないことの説明を行い、誤解の生じないよう配慮すること。

なお、通達別紙様式9「個人別診断サービス等実施票」の⑩「判断結果」の判断の意味も上記に同じであるが、用語上、労働者に対して誤解を生じるおそれもあるので、(疾病名)の下に「業務上の疑いがある」、「業務との関連は乏しい」等を附記すれば判断結果の欄の記入は要しないこと。